

環境省地球環境局地球温暖化対策課 御中

【件名】「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

【住所】 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明1F

【団体名】 国際環境 NGO FoE Japan (団体としての意見)

(担当: 気候変動政策担当 瀬口亮子)

【電話】 03-6907-7217

【FAX】 03-6907-7219

【E-mail】 [seguchi@foejapan.org](mailto:seguchi@foejapan.org)

【意見内容】

#### 1 法律の制定について

○「温室効果ガスの排出を抑制する」「今の社会経済の延長線上ではない」「経済社会の有り様が根本的に変わった、新しい日本」(以上小沢環境大臣メッセージ)の実現のための、新たな温暖化対策の基本法の制定を歓迎する。

#### 2 目的

<民主党法案では一部あいまい>

○「地球上の人類および生態系の存在を脅かす危険な気候変動を回避するための我が国の責務とその達成の道筋を定めること」を目的とし、コペンハーゲン会合で確認された「産業革命前からの気温上昇を2°Cにおさえること」を明記すべきである。

#### 3 中長期目標

<民主党法案では、2020年に1990年比25%、2050年までのできるだけ早い時期に同60%削減、小沢環境大臣メッセージでは、2050年に基準年に言及せず80%削減>

○最新の科学の警告に基づき、歴史的排出責任のある先進国として、日本は、より高い中長期目標を法的拘束力を持つ目標として、設定すべきである。

1) 中期目標を高め、日本の温室効果ガス排出量を2020年に1990年比30%以上削減とする。

2) 長期目標を高め、日本の温室効果ガス排出量を2050年に1990年比80%以上削減とする。

3) 日本の再生可能エネルギー導入目標を、2020年に一次エネルギーの20%以上とする。

○これらの目標の達成を、国の責務とすべきである。

○さらに、中長期目標達成のための道筋と、その時々政権の責任を明確にするために、5年程度の短期ごとの指標を設定すべきである。

#### 4 国内対策による目標達成の原則と海外クレジット使用の制限

<小沢環境大臣メッセージ、民主党法案とも明記なし>

○上記排出削減は、国内におけるエネルギー需要の大幅削減、エネルギー効率の大幅改善、および再生可能エネルギーの飛躍的拡大等の対策において行うものとし、途上国における国および事業者の排出枠購入等によるオフセットに依存しないものとするべきである。

○削減目標達成において、海外クレジットの計上を制限することを基本法に明記すべきである。

## 5 国内排出量取引制度

<小沢環境大臣メッセージ、民主党法案とも一部不明確>

○国内排出量取引制度について定める法律においては、一定以上の規模の大口排出者を対象とする義務的参加制度とするべきである。

○発電時の排出は発電所の排出とする「直接排出」によって行うべきである。

○原単位でなく、排出量総量によるキャップ・アンド・トレード型制度とするべきである。

○事業者による途上国における省エネ事業、植林等は、国内排出量取引の対象とすべきでない。

○遅くとも2011年までに開始すべきである。

## 6 炭素税

<小沢環境大臣メッセージ、民主党法案とも一部不明確>

○ガソリン、電気の使用等、より幅広い層の化石燃料の使用を抑制するための税の導入を、遅くとも2011年までに行うべきである。

○税収の用途については、温暖化対策に限定せず、社会保障拡大等を念頭に一般財源とするべきである。

○貧困家庭の負担については、社会保障等で別途対策を講じるべきである。

## 7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

<小沢環境大臣メッセージ、民主党法案とも一部不明確>

○太陽光に限定しない、すべての再生可能エネルギー（大型ダム水力を除く）を対象とする固定価格買取制度を、遅くとも2011年までに導入すべきである。

○買取対象量は、各主体の消費分を除かずに、発電電力全量を原則とするべきである。

○化石燃料による大規模集中型から再生可能エネルギーによる小規模分散型の電力供給システムにシフトするにあたっては、電力系統の抜本的な再整備を行うべきである。

○熱についても、再生可能エネルギーを供給の柱に育てる制度を導入すべきである。

## 8 革新的な技術開発

<小沢環境大臣メッセージでは、原子力に関して言及なし。民主党法案では再生可能エネルギーと原子力発電を並べて温暖化対策のための技術対象としている>

○原子力発電については、安全性を最大限確保したとしても、将来世代に対するリスクと経済的負担が大きく、また、新規増設は非現実的であることから、既存施設の寿命を持って順次廃止すべきである。これまで原子力発電および核燃料リサイクルの研究開発、原子力発電立地のための地域支援に当てられてきた国費を、再生可能エネルギーの拡大のための技術開発と普及施策に投入すべきである。

## 9 国民運動

＜小沢環境大臣メッセージで、「チャレンジ25」の提案＞

○「チャレンジ25」には、広報活動のみでその削減効果が曖昧だった「チームマイナス6%」の二の舞にならないことを期待する。個人や家庭に、節制努力を呼びかけるのみではなく、炭素税や再生可能エネルギーの固定価格買取制度への理解を促進する役割を果たしたり、家電や車の買換え、断熱工事の相談に乗るなど実際に削減に結びつけ、効果測定可能な取組みにするべきである。

## 10 政策決定および進捗管理

＜小沢環境大臣メッセージでは言及なし、民主党法案では地球温暖化対策本部の設置＞

○地球温暖化対策に関する政策策定は、従来の縦割り型ではなく、各省庁を一元的に統括する「地球温暖化対策担当大臣」を設置して、横断的かつ効率的な政策策定を行うべきである。さらに、地球温暖化対策は、エネルギー政策全体をコントロールする必要があることから、2～3年以内には、環境省と経済産業省の温暖化、エネルギー関係部門を統一し、「気候変動・エネルギー省」を設置すべきである。

○中長期目標やその取り組みについて勧告等を行い、進捗を管理する第三者機関として、「地球温暖化対策委員会」を設置するべきである。委員会は、科学的知見と公共的立場から判断できる学識者、市民団体等のメンバーで構成するものとする。

○中長期目標の達成に向けた進捗報告は、毎年次の国会において、担当大臣より行うものとする。各年次あるいは5年程度の目標期間で、目標・計画が未達成の場合は、その理由を明らかにし、翌年度あるいは次の期間で埋め合わせる計画を策定・発表することを、担当大臣の責務とする。

## 11 国際的貢献

＜小沢環境大臣メッセージでは、新たな枠組みづくりに向けて貢献する決意、鳩山イニシアティブによる途上国支援に言及、民主党法案では、民間による支援にも言及＞

○京都議定書の次の新たな国際枠組み構築に向けてリーダーシップを発揮するためにも、2010年の早期に野心的な中長期目標とその対策を含む基本法を制定させ、国際社会にその決意を示すべきである。

○途上国の適応と排出削減のための資金援助は、国連の下で公的資金によって行うべきである。民間の技術支援は、オフセットに使用しないかたちで積極的に行うべきである。

以上